

「助けあいのまちづくり」推進事業助成実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域福祉活動計画の基本理念である「市民ひとりひとりが、その人らしく安心してくらする福祉のまちづくり」を実現するために、地域住民による「支えあい」「助けあい」による取り組みに対して活動費の一部を助成することによって、「助けあいのまちづくり」の推進を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象となる団体は、市内の自治会・町内会・自主防災会等で「支えあい」「助けあい」の事業を行っているか、今後行うことを計画している団体とする。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、次の各号に該当するものとする。

取手市地域福祉活動計画の趣旨に沿った活動で、以下の要件に当てはまるものとする。

- (1) 自主的に企画・運営しているもので、主に市内で活動を行うもの。
- (2) 営利を目的としないもの。
- (3) 新規に立ち上げる事業又はすでに行われている事業を継続するもの。
- (4) 助成期間が終了して後も自主事業として事業を継続するもの。

- 2 行政等による補助金等の対象となっている事業については、この助成金の対象外とする。ただし、他の補助事業の補助対象部分と明確にわけられている場合はこの限りではない。

(助成期間)

第4条 助成期間は、1年間とする。ただし、引き続き助成を希望する場合、協議が必要と認めるときは、2年間を限度に延長することができるものとする。

(助成額)

第5条 助成額は、年度ごと1団体につき、1回に限り10万円を上限とする。

(助成対象経費)

第6条 助成対象経費は、謝金、旅費、会議費、消耗品費、印刷製本費、通信運

搬費、使用料、保険料、その他事業を実施するために必要と認められる経費とする。ただし、宿泊費及び飲食費については、助成対象外とする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体（以下、「団体」という。）は、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて取手市社会福祉協議会会長（以下、会長とする。）に提出するものとする。

(交付決定)

第8条 前条の規定により申請があった場合は、配分委員会において内容を精査し、助成金の交付を決定し、決定通知書（様式第2号）により「団体」へ通知する。

(実績報告)

第9条 助成金の交付が決定した「団体」は、年度ごとに実績報告書（様式第3号）に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を精査し、助成金申請額に対して、対象経費が下回った場合、又は対象経費等に不備があった場合は、差額等を会長に返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。